

京都市ヤングケアラーに関する実態調査業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

京都市ヤングケアラーに関する実態調査に係る業務委託について、受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり、提案を募集します。

1 委託業務の目的

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子どものことをいう。ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援につなげるためには、様々な関係機関と連携し対応することが重要である。

本事業は、児童を対象とした実態調査を実施することで、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることを目的に実施する。

2 委託業務の内容

- (1) 件名
京都市ヤングケアラーに関する実態調査に係る業務
- (2) 業務内容
別紙「京都市ヤングケアラーに関する実態調査に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約金額の上限額
金7,662,000円（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 京都市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- (5) 市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (7) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

4 応募手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

(1) 提出資料及び提出部数

- ア 参加表明書（様式1） 1部
- イ 企画提案書等 各5部

(ア) 企画提案書

【提案内容】

- ① 業務実施体制
- ② 個人情報の取扱い
- ③ 取組方針
- ④ 業務全体のスケジュール
- ⑤ 調査票の構成及び入力フォームのイメージ
- ⑥ 集計及び分析方法や方針

上記提案内容や仕様書の内容等を踏まえ、資料を作成し、提出すること。

(イ) 類似業務の実績（様式自由）

同種・類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）の受託実績があれば記載すること。

- ウ 見積書（任意様式） 5部（正本1部、複写4部）

提案する業務一切に係る積算根拠を明示すること。

- エ 会社概要が分かる書類（パンフレット等） 1部

(2) 提出期限

令和7年6月23日（月）午後5時まで（郵送又は持参により必着）

(3) 提出先

「10 問合せ先及び提出先」のとおり

(4) 留意事項

- ア 提出資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出資料は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- ウ 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は、一切受け付けない。
- エ 提出資料は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- オ 提出資料は返却しない。
- カ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- キ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

5 質問及び回答について

(1) 質問者の資格

質問については、参加表明書を提出した事業者に限る。

(2) 質問方法

質問は、「10 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「京都市ヤングケア

ラーに関する実態調査業務プロポーザル（質問）」と件名を記入したうえで、電子メールにて提出すること。電話及び対面での質問は受け付けない。

(3) 受付期間

令和7年6月12日（木）午後5時

(4) 回答方法

令和7年6月18日（水）までに、参加表明者全員に電子メールで回答する。
なお、回答内容については、本要領の追加又は修正とみなします。

(5) 提出先

「10 問合せ先及び提出先」のとおり

6 受託者選定の方法

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき、受託候補者選定委員会が審査を行い、選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

なお、必要に応じて提案者には、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合受託候補者に個別に連絡する。また、評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施する。

(2) 審査基準

審査項目は、別紙「京都市ヤングケアラーに関する実態調査業務に係る受託候補者選定審査基準」に基づき、提案内容等を総合的に評価する。

評価点の平均が60点以上の提案者から選定し、提案者が1社のみでも同様とする。

なお、審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。金額が同額の場合、当社は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を契約の相手方として選定する。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、審査後、全ての応募者に対し、書面により通知する。

また、参加した事業者及び評価点、契約の相手方を選定した理由を京都市情報館に掲載する。

なお、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

7 委託契約

(1) 選定された受託候補者と仕様書、契約条件の詳細を協議のうえ、契約を締結する。

(2) 選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とする。

(3) 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務の全部又は主体的部分を包括的に再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

8 スケジュール

| 日 時 | 内 容 |
|------------------------|---------------|
| 令和7年6月 9日 (月) | 募集開始 |
| 令和7年6月12日 (木) (午後5時まで) | 質問受付締切 |
| 令和7年6月18日 (水) | 質問に対する回答 |
| 令和7年6月23日 (月) (午後5時まで) | 提案書類受付締切 |
| 令和7年6月下旬 | 受託者決定 |
| 令和7年7月上旬 | 契約締結 (業務委託開始) |

※ スケジュールは予定であり、状況により変更する可能性があります。

9 その他重要事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、その名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。
 - ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合
 - イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (3) 本事業に係る国の会計検査、市の会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (4) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

10 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通り御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課

要保護児童対策担当 (宮田、中井)

電 話：075-746-7625 F A X：075-251-1133

メール：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

【令和7年6月16日以降の問合せ及び提出先】

〒604-0925

京都市中京区寺町通御池上がる上本能寺前町488番地

京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課

要保護児童対策担当 (宮田、中井)

電 話：075-222-3939 F A X：075-251-1133

メール：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp